

1. 第3次障害者長期計画・第5期障害福祉計画の策定

- ・今後の障害者施策推進の基本となる「第3次障害者長期計画」と、その実施計画的な位置づけをもつとともに障害福祉サービスの推進方策を定める「第5期障害福祉計画」を、障害者総合支援法や社会保障に関する各法律・制度の見直し、寝屋川市における課題等をふまえて策定します。
- ・計画を検討するなかで、平成28年度の重点事項と位置づけた障害児支援、相談支援、権利擁護、災害時・緊急時支援に関する取り組みについても引き続き検討し、方向性や取り組み内容を盛り込みます。また、地域生活支援（拠点）システムの整備における「段階的に推進すること」についても検討します。

2. 地域生活支援（拠点）システムの整備の推進

- ・平成28年度に自立支援協議会に設置した「地域生活支援拠点等プロジェクト会議」の報告書に基づき、「(仮称)地域生活支援（拠点）システム」の「当面実施すること」として、計画相談支援と地域定着支援を活用した相談支援のしくみである「(仮称)地域生活あんしん支援システム事業」と、計画的な体験宿泊を推進する「(仮称)体験宿泊プログラム事業」を実施します。
- ・これらの事業を通じて、地域生活支援（拠点）システムの周知や体制づくりにも取り組み、第3次障害者長期計画・第5期障害福祉計画に盛り込む「段階的に推進すること」も含めて面的な整備を推進します。

3. 自立支援協議会の推進

- ・地域生活支援（拠点）システムの整備を推進するため、委託相談支援事業者との連携強化による事務局機能の強化を引き続き検討するとともに、居住系サービスの事業者連絡会の設置に取り組みます。
- ・平成28年度の重点事項として位置づけた難病・医療的ケア支援検討会や地域生活支援部会ワーキング会議などのあり方についても、引き続き検討をすすめます。
- ・障害者長期計画・障害福祉計画の推進にかかる自立支援協議会での取り組みを強化するため、全体会や専門部会会議のあり方を検討します。

4. 権利擁護に関する取り組みの推進

- ・成年後見人等を確保する方策のひとつとして、法人後見支援の実施に向けて検討します。
- ・障害者差別解消法が施行されたことに対応し、啓発や既存の窓口を活用した相談への対応、庁内での取り組みなどを推進します。また、地域協議会、権利擁護部会の立ち上げを検討します。

5. 災害時・緊急時の支援体制の充実

- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新と活用、避難所運営に関するマニュアルの活用と訓練の実施などを、地域や福祉事業者等と連携して推進します。